

職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

1 発生年月日
令和3年7月8日

2 所属の種別
小学校

3 年齢
55歳

4 管理職，一般職の別
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員

6 事件・事故の概要

当該教員は、令和3年7月8日、1年生の教室で授業を行っていた際、児童二人が廊下へ飛び出したため怒りで冷静さを失って追いかけて、二人の児童と手をつないで教室に戻った際、手をつないだ状態で、一人の児童の側頭部を1回、もう一人の児童の側頭部と右頬を1回ずつ叩いた。

当該教員は、「二度とこのようなことがあってはいけない。」、「申し訳ない。」などと述べている。

7 処分内容
懲戒処分として「戒告」

8 処分年月日
令和3年12月20日

職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和3年5月上旬から同月26日まで
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
45歳
- 4 管理職, 一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教員は、女子生徒らにも聞こえるところで男子生徒らと卑わいな会話をしたり、女子生徒らに卑わいな内容の発言をしたりして、女子生徒らに不快感・不信感を与えたもの。
当該教員は、「教育公務員としてあるまじき言動をしてしまった。」「生徒たちに不快な思いをさせ、大変申し訳ない。」などと述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「減給6月」
- 8 処分年月日
令和3年12月20日

職員の処分について(その3)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和2年6月13日から令和3年8月7日まで
- 2 所属の種別
高等学校
- 3 年齢
45歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教員は，校内で女性更衣室として使われている部屋の中を見たいという思いから，当該部屋に入るという行為を繰り返していたもの。
当該教員は，部屋の中にあったイヤホン，手袋，帽子等を見ていたと述べており，「深く反省している。」「ひたすら申し訳ない。」などと述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「停職3月」
- 8 処分年月日
令和3年12月20日

職員の処分について（その4）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
平成29年11月29日から令和3年8月20日まで
- 2 所属の種別
特別支援学校
- 3 年齢
38歳
- 4 管理職，一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該教員は、令和3年8月20日、偽造した診断書（2通）を学校に提出して計5日間の病気休暇を取得しようとし、当該5日を正当な理由なく欠勤した。
また、偽造の発覚をきっかけとして、前任校でも計6回、診断書（計6通）等を偽造して虚偽の申請をし、病気休暇を不正に取得して、計23日、正当な理由なく欠勤していたことが明らかになった。
当該教員は、「申し訳ない気持ちでいっぱい。」「出勤したくないからといって今回のような事態を起こしたのは倫理からはずれたものだった。」などと述べている。
- 7 処分内容
懲戒処分として「停職9月」
- 8 処分年月日
令和3年12月20日